令和7年度第2回宮崎県森林環境税活用検討委員会 次第

日時:令和7年10月15日(水)

午後1時30分~3時30分

場所:企業局県電ホール

- 1 開会
- 2 部長あいさつ
- 3 検討事項
- (1) 宮崎県森林環境税(第5期) 基本方針案について (資料1)
- (2) 令和7年度第1回宮崎県森林環境税活用検討委員会での御意見への対応 (資料2)
- 4 その他
- 5 閉会

宮崎県森林環境税活用検討委員会委員

任期:令和6年8月1日~令和8年7月31日

氏 名	職名等	備考
うちくぼ ひろこ 内窪 弘子	民間団体「Base 谷の杜から」代表	公募委員
岡 みのり	森林ボランティア「木花・加江田みつばちの森づくり」代表	公募委員
** [*] 小田 ちはる	宮崎県林業研究グループ 常務理事	
くろき ゆたか 黒木 隆	株式会社宮崎放送 常務取締役 報道局長	R7. 4. 1∼
くろぎ りゅうじ 黒木 竜二	西米良村長	
たなか くみこ 田中 久美子	住友ゴム工業株式会社宮崎工場	
た なか ま り こ 田仲 真理子	森林環境教育講師	
ゅくだ ょしみつ 福田 芳光	公益社団法人宮崎県森林林業協会 専務理事	
*^** Liffa 松山 茂	一般社団法人宮崎県商工会議所連合会 常務理事	
^{みつだ やすし} 光田 靖	宮崎大学農学部教授	
10名		

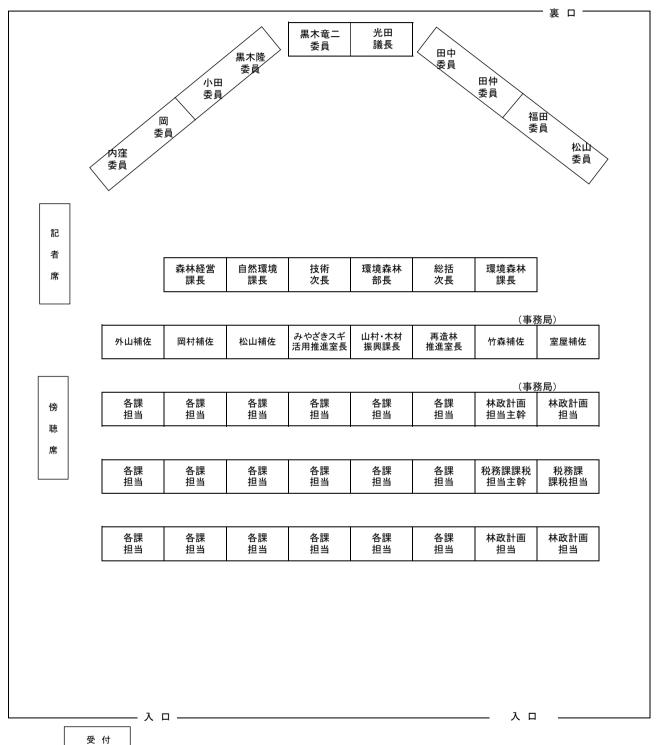
⁵⁰ 音順(敬称略)

令和7年度第2回宮崎県森林環境税活用検討委員会 配席図

日 時 : 令和7年10月15日(水)

午後1時30分~午後3時30分

場 所 : 企業局県電ホール



宮崎県森林環境税活用検討委員会設置要綱

平成18年5月10日環境森林部環境森林課

(設置)

第1条 宮崎県森林環境税基金条例(平成18年宮崎県条例第23号)第1条に規定する 宮崎県森林環境税基金の適正な運用を図るため、「宮崎県森林環境税活用検討委員会(以 下「委員会」という)」を設置する。

(検討事項)

- 第2条 委員会は、次に揚げる事項について、検討を行う。
 - (1) 宮崎県森林環境税基金を活用した施策に関すること。
 - (2) 実施事業の成果の検証に関すること。
 - (3) その他宮崎県森林環境税及び宮崎県森林環境税基金の運用に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、公募及び指名により、別紙に揚げる委員をもって構成する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は2年とする。
- 2 委員は再任することができる。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。
- 2 委員長は、委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、環境森林部長が招集する。
- 2 会議の議長は、委員長が当たる。
- 3 委員会は、必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境森林部環境森林課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附則

この要綱は、平成18年5月10日から施行し、宮崎県森林環境税基金条例(平成18年宮崎県条例第23号)が廃止された時に効力を失う。

附則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。